

2015年10月1日  
白鷗大学教育学部  
教授川瀬善美  
(Vol.4)

## 介護の達人コラム（施設経営の達人版）

### 介護施設に与えるマイナンバー制度の影響

10月から12桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が始まります。それを前に厚生労働省は、全国老人施設協などに対し、特養等の長期入所者等が入所先等でマイナンバー通知カードを受け取るための流れを示しました。それによると、長期間の入所等が見込まれながら、住民票上の住所を介護保険施設等に移しておらず、その住所地に居住者が誰もいない場合は、「やむを得ない理由」として、入所先で通知カードを受け取ることができる事とされています。これを行う為には、あらかじめ本人や代理人が、住所地のある市区町村に対して、入所先を居所として事前登録する必要があります。事前登録は、本人や代理人が「居所情報登録申請書」に必要事項を記載し、本人確認書類と居所に居住していることを証する書類等を添付して、住民票のある市区町村に郵送や持参により提出、登録ができます。

また、市町村の担当者としてはこの制度により、たとえば住所地特例対象者の課税状況や所得金額の情報、あるいは他市町村から転入してきた要介護認定者の認定情報を、中間サーバーにアクセスすることで入手することができるようになるという利点があります。一方で、特養入所者等の利用者が保険者の窓口で各種申請等を必要とする場合、本人が足を運べない状況で、施設職員が代行するなど、個人番号カードを本人以外でも取り扱えるようにするのかどうかは、今後調整が行われるようですが、個人情報の保護厳守体制確立と、そのための職員研修が求められるでしょう。

その他、養護老人ホーム利用負担額の決定手続き、高額療養費等の決定や高額医療・高額介護合算制度に関する手続きでの所得証明書等の添付が省略可能に。また、関係機関で情報の連携を行えるため、高額医療・高額介護合算制度給付も適切に行われるよう

になります。ほかにも年金関連の手続きが簡単になる予定です。ただ、現状ではまだ介護分野でマイナンバーを活用できる機会は限られているようです。

マイナンバー制度の具体的な施行スケジュールは以下の通りです。

2015年10月 市町村からマイナンバーを通知するための通知カードが配布される。

2016年1月 個人番号の利用可能に。個人番号カードは、申請により公布される。

2017年7月 地方公共団体間での情報の連携開始。